YAMAUCHI Patent Attorney

YAMAUCHIパテントNEWS

VOL.31

ニュースの目次

１．ＥＰＯ規則の改正（分割出願）
２．岡山弁理士と
　　デンマーク特許技術者ハナン・ファティさんと余話

>>>

条文とチャートは、つぎのとおりです。

≪規則３６≫

(1)　出願人は以下のいずれかの条件を満たす場合、係属中の先の欧州特許出願のいずれかに関する分割出願をすることができる。

(a) 当該分割出願は、コミュニケーションが発行された最先の出願に関して、審査部の最初のコミュニケーションから 24 箇月の期限が満了する前に出願されること、または

(b) 当該分割出願は、先の出願が第 82 条の要件を満たさないとして審査部が拒絶する旨のコミュニケーションを初めて出してから 24 箇月の期限が満了する前に出願されること。

※82 条　発明の単一性　コミュニケーション（拒絶理由通知、局通知）

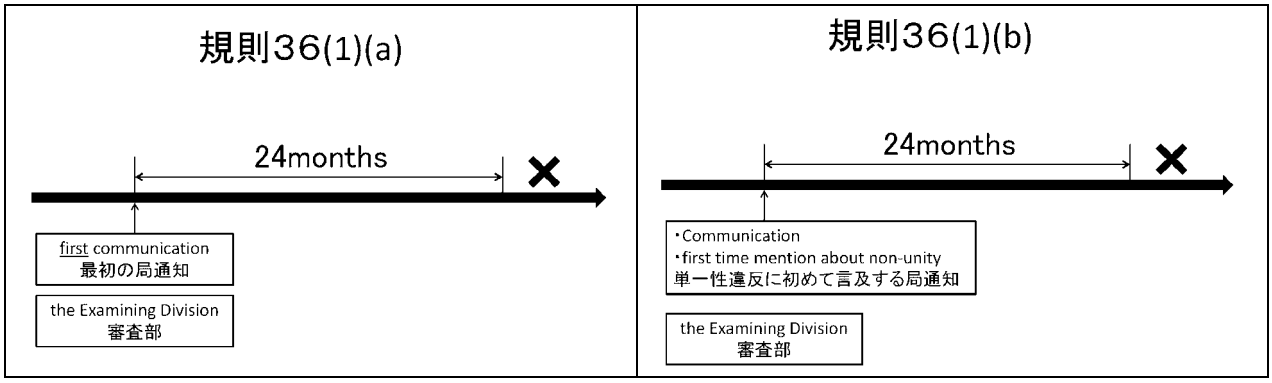

＜経過措置と注意事項＞

2010 年 10 月 1 日までは、分割出願の期限は発生しません。

↓

上記期日までに、現在の EPO 出願は、クレーム構成および分割出願すべき発明の有無を検討することが必要と考えます。

>>>